

亀山市公告第105号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第16条第1項の規定により、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画（以下「事業計画」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業に係るのある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではない。

平成30年12月13日

亀山市長 櫻井 義之

1 縦覧開始日

平成30年12月14日

2 縦覧場所

亀山市産業建設部都市整備課亀山駅前整備グループ

3 縦覧期間

平成30年12月14日から同月28日まで

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出期限

平成31年1月11日

6 意見書の提出先

三重県県土整備部都市政策課市街地整備班